

特定建設工事共同企業体協定書（乙型）

（目 的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1） 北見地区消防組合発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- （2） 前号に附帯する事業

（名 称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を北見市 に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行を完了するまでは解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって、請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務）

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

工事：（構成員名）

工事：（構成員名）

- 2 前項に規定する分担業務の金額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成にあたるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が作成した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、とし、代表者の名義により
設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第 12 条 構成員は、その分担工事の履行のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受け
るものとする。

（共通費用の分担）

第 13 条 工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月 1 回運営委員会にお
いて、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任分担）

第 14 条 構成員は、その分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するも
のとする。

2 構成員は、他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第 15 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退）

第 16 条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯
して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

（解散後のかし担保責任）

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してそ
の責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

他 社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定書を締結したので、そ
の証拠としてこの協定書正本 通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本については構成員
各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため北見地区消防組合管理者に提出する。

年 月 日

特定建設工事共同企業体

代表者	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	印
構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	印

特定建設工事共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

北見地区消防組合発注に係る下記建設工事については、特定建設工事共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

- 1. 工事名

- 2. 分担工事の金額（消費税及び地方消費税の合計額を含む。）

(工事名)	(業 者 名)
	円
	円

他 社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

特定建設工事共同企業体

代表者	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	印
構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	印